はじめに

徳島県立保健製薬環境センターは、平成23年5月1日、保健環境センターと製薬指導所の統合再編に伴い発足したところであり、今回この新たな組織での取り組みを中心に、平成23年度の業務概要と調査研究結果をとりまとめました。

皆さんにおかれましては、ご高覧のうえ、ご意見・ご指導を賜れば幸いです。

さて、当センターは、その名の示すとおり、保健衛生・製薬・環境の各行政分野において、感染症法、食品衛生法、薬事法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など各種法令の適切な施行に必要とされる試験・検査や調査・研究を実施しています。

具体的には、「新型インフルエンザや病原性大腸菌O157などの感染症・食中毒に関する各種検査」、「農産物やその加工品など食品に残留した農薬・有害物質、含まれるアレルギー物質等の検査」、「医薬品等の製造販売や薬物に関する試験、医薬品等製造事業者に対する試験・規格等への技術的な助言・指導」、「光化学オキシダント・ベンゼン・アスベストなど大気中の汚染物質・有害物質の監視測定、ボイラー等の発生源の測定検査」、「河川・海域の水質汚濁状況や地下水汚染の状況などを監視するための測定検査、製造工場・業務用ビル・廃棄物最終処分場等の発生源の排水、浸出水等の測定検査」、「環境における放射能レベルの調査」などです。

当センターは、このような業務を通じ、県民の皆さんの安全そして安心を確保するための、「県内の科学的・技術的中核機関」、「健康・環境危機管理の拠点」となるよう努めているところです。

特に、平成23年度においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、非常に広範囲に及ぶ放射能汚染が、県民をはじめ多くの国民に不安を与えてきたことから、本県においても、従来の徳島市に加えて、新たに鳴門市・美波町・三好市にモニタリングポストを設置するなど、大気・降雨・土壌等の環境放射能のモニタリング体制の強化を図るとともに、危機管理部・農林水産部等の関係部局と連携しながら、緊急的な食品の放射性物質検査などにも取り組んでいます。

また、最近においては、関係する法令等の改正に伴う、新たな、あるいは高度な試験検査への対応や、県域を越えた広域的な対応が求められる事案が増加していることから、四国はもとより、中国四国、さらには全国の関係する試験研究機関が連携・共同して、技術・知識のレベルアップや調査研究の実施を図っているところです。

今後とも、こうした県民ニーズや行政ニーズを的確に捉えた業務の推進に努めてまいりますので、なおー 層のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

平成25年1月

徳島県立保健製薬環境センター

所長 新納 裕